

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、市内では郡川、内田川、大上戸川、鈴田川、今村川などの河川流域を中心に洪水浸水想定区域が指定されている。特に、大雨や台風時には浸水の危険が高まり、想定最大規模（過去最大級の降雨を想定）の降雨では広範囲に被害が及ぶ可能性がある。実際、令和2年7月6日に警戒レベル5相当の「大雨特別警報」が発表され、昭和51年の観測開始以来最大となる24時間雨量384ミリを観測した「令和2年7月豪雨」では、大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、住宅地が山裾や谷沿い、急斜面に広がっている場所では、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあり、「土砂災害警戒区域」や「特別警戒区域」が市内各地に点在している。これらの区域内では、大雨時には崖崩れ・土石流・地すべりの危険が高まり建物被害や人的被害の恐れがある。

(地震：J-SHIS)

国立研究開発法人 防災科学技術研究所の「地震動予測地図 (J-SHIS)」によると、今後30年間に震度5弱以上の地震に見舞われる確率は約56%、震度5強以上は約20%と予測されている。扇状地特有の砂礫層のため、傾斜が緩い河川沿いや埋め立て地では液状化のリスクにも注意が必要である。長崎県全体で見ると、巨大地震が繰り返し起こるようなプレート境界の真上ではないが、県内には活断層帯があり、大村市も周辺の活断層（雲仙地溝帯周辺の断層帯など）の影響を受ける可能性がある地域となっている。

(感染症)

新型インフルエンザが10～40年周期で世界的流行を繰り返すことに加え、新型コロナウイルスのように多くの市民が免疫を持たない感染症は、急速に拡大すると同時に、事業活動が停止する危険もあるため、地域社会に甚大な影響を及ぼす。

当市では、新型インフルエンザや新感染症発生時に市民の生命・健康を守り、社会・経済への影響を最小限に抑えることを目的として「大村市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染症の特徴や被害想定を踏まえ、準備期からまん延期、回復期までの対応を体系的に示し、医療体制の確保、感染拡大防止、市民生活の維持などを総合的に進めるための基本方針を定めている。

## (2) 商工業者の状況

商工業所数： 3, 254人 小規模事業者数： 2, 117人

### 【内訳】

	商工業者数	小規模事業者数
建設業	254	231
製造業	171	128
運輸業・郵便業	80	48
卸売業・小売業	862	520
宿泊業・飲食サービス業	427	298
医療・福祉	393	123
サービス業（生活関連）	879	652
サービス業（その他）	188	117
合計	3,254	2,117

(R3 経済センサスより作成)

## (3) これまでの取組

### ・大村市の取組

地域防災計画および防災マップの策定、防災訓練の実施、避難所の指定（プラットおおむら等）、防災備品の備蓄、防災行政無線の整備、事業継続計画（BCP）の策定、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。

### ・大村商工会議所の取組

事業者BCPに関する国の施策の周知、地元企業への経営支援、職員のBCPセミナー参加によるスキルアップ。

## II 課題

当会議所は、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が不足しているため、現状では防災・減災に関する取組が十分にできていない。

緊急時の取組についても漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、災害時の保険・共済に対する指導・助言を行える職員も不足している。

## III 目標

・地区内小規模事業者に対し自然災害リスク、及び感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における連絡体制、関係機関との連絡・連携体制を平時から構築する。

### ※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

#### < 1. 事前の対策 : >

##### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回および窓口経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク、及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やホームページ等において国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者事業継続計画（以下、「事業者BCP」という。）（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や指導・助言を行い、必要に応じて専門家派遣制度を活用した支援を行う。

##### (2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・今回の実施期間中に、リスクを十分に汲み取った事業継続計画を作成する。

##### (3) 関係団体等との連携、フォローアップ、実行訓練等

- ・連携している損保会社等に専門家派遣を依頼し、会員事業者以外にも対象とした普及啓発セミナー・損保商品の紹介を行う。

#### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

##### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等

##### 2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、自身の安全を確保した上で出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。具体的には被災の度合いの軽度な者のうち上位者が、大村市、長崎県、日本商工会議所と連携しつつ、方針に沿った対応を行う。なお、職員が全員死亡したおそれがある場合には大村市、長崎県や日本商工会議所が能動的に対策を行う。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に大村市、長崎県、日本商工会議所と情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において、通信網が遮断されて連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されて確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>

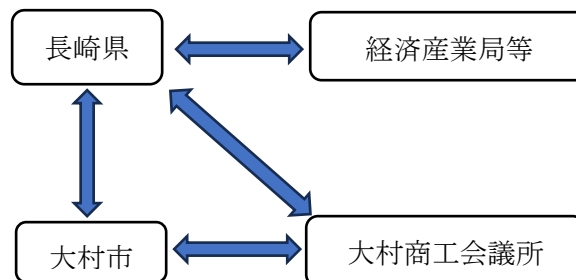
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、大村商工会議所と大村市は以下の間隔で被害情報等を共有する

発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～1ヶ月	1日に1回連絡する
2週間～	2日に1回連絡する
1ヶ月以降	1週に1回連絡する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告、及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、大村市の指示に従い、被災地域での活動について事前に決める。
- ・ 大村商工会議所、大村市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 大村商工会議所、大村市は共有した情報を、長崎県が指定する方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日産政第79号）により、大村市から長崎県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、大村市と相談する。(大村商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・発災後2週間を目処に安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国、県、市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

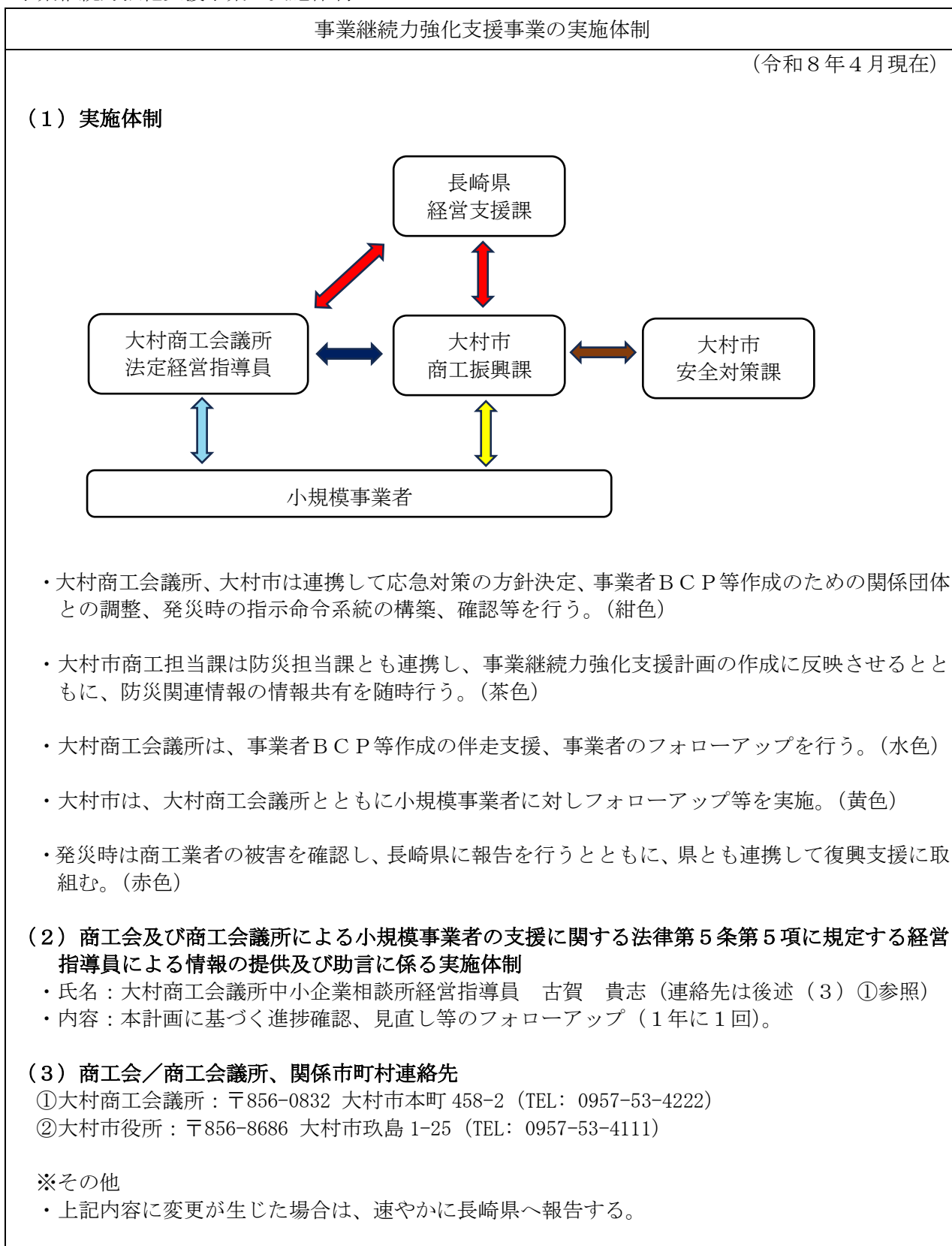
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣費	100	100	100	100	100
会報作成費、発送費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、長崎県補助金、大村市補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等